

## 社会福祉法人はなゆめ 役員等報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はなゆめ（以下「この法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）交通費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

### (理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員等が理事会に出席したときは、別表1により理事会に係る費用を支払わないものとする。

- 2 役員等が評議員会に出席したときは、別表1により評議員会に係る費用を支払わないものとする。

### (報酬及び費用の支給)

第4条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬及び費用を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬及び費用は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬、費用
- (2) 非常勤の役員 報酬、費用
- (3) 評議員 報酬、費用

### (報酬及び費用の額の算定方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬及び費用の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬及び費用の額は別表2に定める額とする。
- 2 非常勤の役員に対する報酬及び費用の額は別表3に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬及び費用の額は別表3に定める額とする。

(報酬及び費用の支給方法)

第6条 常勤の理事に対する報酬及び費用の支給の時期は、次の各号による区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- 2 報酬及び費用 毎月25日(ただし、その日が休日の場合は、その前日に繰り上げて支給する。
- 3 非常勤の役員及び評議員に対する報酬及び費用は、毎年9月及び3月に支給する。
- 4 報酬及び費用は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むこととする。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬及び費用の支給の基準として公表する。

(改正)

第10条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

付 則

1 この規程は、平成25年11月1日より適用する。

平成30年4月1日 改正

別表 1

名 称	—	交通費
理事会出席費用	—	なし
評議員会出席費用	—	なし

別表 2 (常勤の理事の報酬)

(理事長・業務執行理事)

名 称	報 酬	旅費／交通費
理事長及び業務執行理事 報酬及び費用	月額 400,000 円	実費

別表 3 (非常勤の役員等の報酬)

(理事・評議員)

名 称	報 酬	旅費／交通費
理事報酬及び費用	月額 5,000 円	実費
評議員報酬及び費用	一回 5,000 円	実費

(監事)

名 称	報 酬	旅費／交通費
監事監査指導報酬及び費用	月額 10,000 円	実費